

町の空き家対策（補助金制度）

町では、危険空き家等の解体を促進し、安全と安心の確保及び住環境の向上を図ることを目的に、空き家等を解体・撤去する方に対し、以下の補助制度を設けています。



※ すべて、予算の範囲内で先着順に受け付けます。

能登町空き家等解体事業補助金

【補助の金額】補助対象経費の2分の1

（上限 木造：50万円、木造以外：70万円）

【対象空き家】空き家等対策審議会において、解体及び撤去に補助金の付与が適当と判断された老朽で危険な空き家等

【対象者】町税等を滞納していない方で、町内に在する空き家等の所有者又は相続人

【方法】空き家等を解体する前に申請書と必要書類を提出

⇒ダウンロード「能登町空き家等解体事業補助金交付要綱」（PDF形式260KB）

能登町空き家解体ローン利子補給補助金

【補助の金額】1月1日から12月31日までに金融機関に返済した元金に係る支払利子額の2分の1に相当する額

（上限5万円）

【対象空き家】能登町空き家等解体事業の補助対象となった空き家

【対象者】空き家等の解体を目的として、金融機関から融資を受ける方

【方法】返済後、同一年度内に申請書と必要書類を提出

⇒ダウンロード「能登町空き家解体ローン利子補給補助金交付要綱」（PDF形式237KB）

※空き家等を解体したいと思っている方は、まずはご相談ください。

※補助金制度の詳細について、ご不明な点がございましたらご連絡ください。

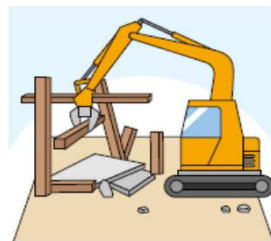
<問い合わせ・申し込み先>

・能登町役場 総務課危機管理室

☎ 0768-62-8533

能登町空き家等解体事業補助金

地域の良好な環境の保全と住民の安全で安心な暮らしを確保するため、解体撤去費用の一部
上限 50万円(木造)、70万円(木造以外)を補助します。



1 対象となる空き家等

能登町空家等対策の推進に関する条例施行規則に規定する特定空家等のうち、空家等対策審議会において、解体及び撤去に補助金の付与が適当と判断された空き家等で、規則に規定する助言及び指導、又は勧告を受けた次の①から②のもの。

- ①現に公共事業等の対象となっていないこと
- ②町内の業者が解体工事を行うこと。

2 対象となる人（申請者）

町の徴収する町税等を滞納していない方で、次の①から③のいずれかに該当する方。

- ①空家等の所有者（管理者）
- ②①の相続人（複数人の場合は同意書が必要）
- ③①又は②から委任を受けた代理人（委任状が必要）

3 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額とし、木造は50万円、木造以外は70万円を限度とする。

申請の流れ



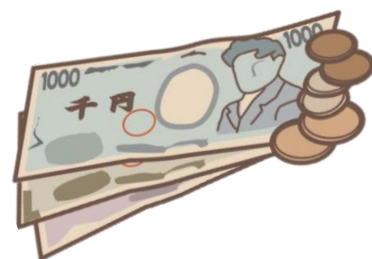
危険空家等(空き家情報)・解体補助金に関すること

・能登町役場 総務課危機管理室

☎ 0768-62-8533（直通）

能登町空き家解体ローン利息補給補助金

空き家の解体を目的として、金融機関の空き家解体ローンを利用される方に対し、利息分の一部を補助します。



1 対象となる空き家等

能登町空き家等解体事業の補助対象となった空き家。

2 対象となる人（申請者）

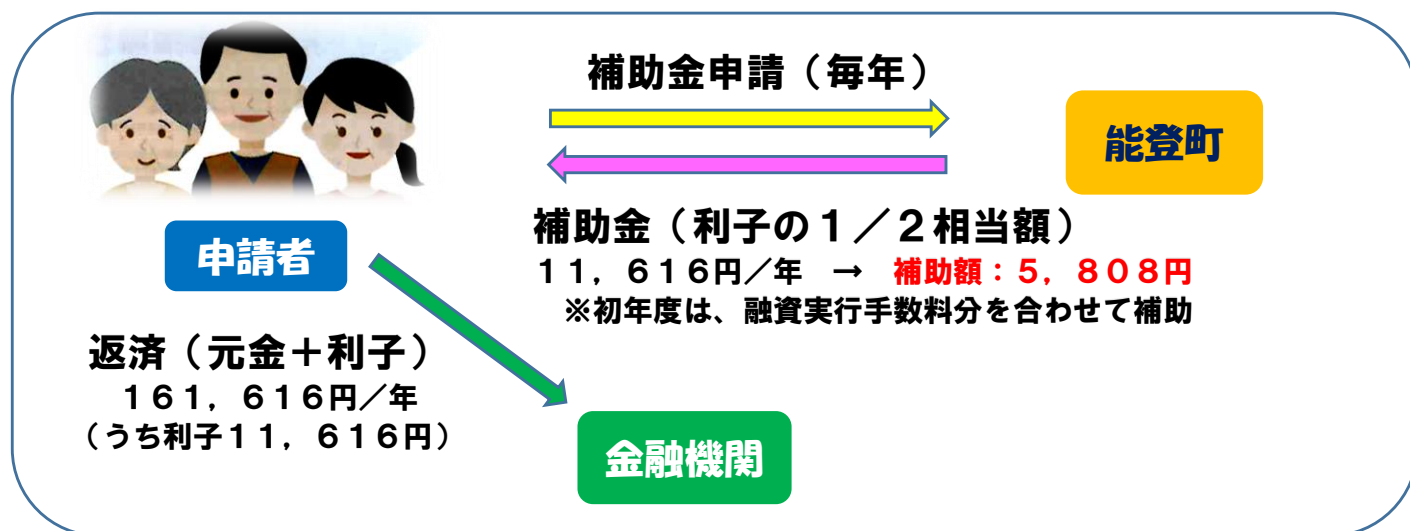
金融機関から融資に係る貸借契約を締結する者で、空家等の所有者（管理者）又はその配偶者若しくは親族。

3 補助金の額

1月1日から12月31日までに金融機関に返済した元金に係る支払利息額の2分の1に相当する額とし、5万円を限度とする。

（1円未満の端数が生じた場合は、切り捨て）

【例：150万円・利率1.5%・10年】



例えば、150万円を利率1.5%で借入れ、返済期間を10年とした場合、元金と利息を合わせた161,616円を毎年支払うこととなります。町は、利息の2分の1に相当する5,808円を補助します。

空き解体ローン利息補給に関すること

・能登町役場 総務課危機管理室

☎ 0768-62-8533（直通）